

個人情報の取扱いの委託に関する共通仕様書

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 個人情報を取り扱う業務の委託契約等を締結した者（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）に基づき、個人情報の取扱いの委託に関する共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第4条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（取得の制限）

第5条 受注者は、委託業務において利用する個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（守秘義務）

第6条 受注者は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らし

てはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、委託業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に、発注者が受注者に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、及び共通仕様書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。
- 6 前各項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他の個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に共通仕様書に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、事務対応ガイドに基づき、委託業務において利用する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務の目的以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、発注者が指示した場合を除き、業務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 受注者は、委託業務において利用する個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(受渡し)

第12条 受注者は、発注者及び受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受注者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法により受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受注者は、委託業務の終了(第18条に基づく契約解除を含む。)後、速やかに、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、写真等を付した書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者に対して、個人情報の取扱いの状況について定期的に報告しなければならない。

2 前項のほか、受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

3 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 発注者は、委託業務に係る個人情報の取扱いについて、共通仕様書の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(指示)

第16条 発注者は、委託業務において利用する個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第17条 受注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。以下同じ。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第18条 発注者は、受注者が共通仕様書に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、共通仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失により、受注者が、共通仕様書若しくは法令に違反し、又は共通仕様書若しくは法令に定める義務を怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。